



表紙絵《我がふるさと横須賀》  
田村 健（たむら けん）2018年制作

田村 健さんのご厚意で、本プラン表紙絵として作品掲載をご了承いただきました。ご協力に心から感謝申し上げます。

田村さんは、平成8年（1996年）生まれ。神奈川で育ちました。幼い頃から絵を描くことが好きだったそうです。

小学3年生の頃、発達障害と診断されました。小学校6年生で不登校を経験し「相談教室」の利用をはじめました。

平成28年（2016年）に障害者アーティスト作品の商品化・販売を手がける団体に入会されて以後、田村さんの作品は、多くの企業等のカレンダー、ポストカード等に広く採用されています。現在、一般企業でのお仕事と制作活動を両立しながら活躍されています。

横須賀で育つ全ての子どもが、自分の力を生かし輝いていってほしい、そこにつながっていくプランにしたいという願いから、田村さんの作品を表紙絵とさせていただきます。

## は じ め に

現代の教育現場は、多様化・複雑化する児童生徒の教育的ニーズに的確に対応することが求められており、誰一人取り残さない教育の実現が社会的な課題となっています。こうした中で、インクルーシブ教育は、障害の有無や個々の特性、文化的背景の違いにかかわらず、全ての子どもがともに学び、支え合い、高め合う教育環境を構築することを目指す理念として重要な位置を占めています。

支援教育は、インクルーシブ教育の理念に基づき、多様な児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を提供し、児童生徒が学習や生活の場で最大限の能力を発揮できるよう支えることを使命としています。これにより、教育の公平性と質の向上を図り、全ての子どもが自分らしく自己実現できる社会の実現に貢献します。

「横須賀市支援教育推進プラン」は、支援教育の推進のため、「横須賀市教育振興基本計画」と合わせ、令和4年度からの8年間で、前期（令和4～7年度）と後期（令和8～11年度）の2期に分けて実施していますが、前期の取り組みの成果と課題を踏まえて、後期4年間の行動計画を定めるなど、本プランを改定しました。

本プランでは、3つの指針を設定しています。

指針1では『児童生徒理解に基づいた「授業づくり・安全安心な居場所づくり・相互理解を促す集団づくり」を進めます。』、指針2では、『一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます。』、指針3では、『地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます。』です。これは、授業や集団づくりなど児童生徒へのミクロな視点での支援から、指針2では学校生活全体を含めた支援、指針3では地域と連携をした支援と指針1から指針3へと段階が進むにつれてマクロな視点での支援として設定し、切れ目のない支援を実現していくことを目指しています。

また、本プランでは、6つの重点分野を設定しました。6つの重点分野を踏まえた行動計画に取り組むことで、指針が目指す姿の実現を図ります。

全ての児童生徒がともに学び合い、支え合う環境を整備し、多様な個性と能力を尊重する社会の一翼を担う人材の育成につなげていくことが、本プランの大きな使命です。関係者一丸となり、その実現に向けて着実に取り組んでまいります。

令和8年（2026年）3月

横須賀市教育委員会

## 目 次

<b>1 支援教育推進プランの概要</b>	
（1）基本的な考え方	1
（2）国・県の動向	2
（3）令和3年度～令和7年度 支援教育推進プランの前期行動計画の成果と課題	5
（4）支援教育推進プランの位置付け	6
（5）計画期間	6
（6）対象範囲	6
<b>2 支援教育推進プラン取り組みの指針について</b>	
指針1 児童生徒理解に基づいた「授業づくり・安全安心な 居場所づくり・相互理解を促す集団づくり」を進めます	7
指針2 一人一人の教育的ニーズに応じた 学びのシステムを充実させます	8
指針3 地域全体で子どもを育てる ネットワークづくりを進めます	9
<b>3 重点分野について</b>	10
<b>4 支援教育推進プランの実現に向けた行動計画</b>	15
<b>5 教育振興基本計画との関連</b>	26
<b>資料</b> ・用語解説	29
・教育課題に対応するさまざまな職員	38

# 1 支援教育推進プランの概要

## (1) 基本的な考え方

横須賀市の目指す「支援教育」は、  
一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な学びを実現し、  
誰もが安心して学ぶことができるようにする取り組みです。  
障害の有無にかかわらず、全ての子どもに目を向けて、  
「共生社会」の担い手を育むことを目指します。

「共生社会」とは、誰もが、相互に尊重し支え合い、  
多様な在り方を認め合う全員参加型の社会です。

その担い手を育てるために、  
他者と関わり合う中で、  
「あらゆる他者を価値ある存在として大切にする」  
「自分のよさや可能性に気付く」  
「多様な人と同じ目的をもって力を合わせて取り組む」  
という経験を重ねる子どもの姿を大切にしたいと思います。

たくましく、そしてしなやかに、豊かな人生を切り開き、  
持続可能な社会を創っていく人へと成長していく、  
横須賀の子どもを思い浮かべながら、  
「支援教育」に関わる全ての方々と  
子どもの立場に立って考え、ともに取り組んでいきます。

## (2) 国・県の動向

- ・平成 24 年 7 月、中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」  
⇒「障害者の権利に関する条約（国連採択）」に基づき、同じ場でともに学ぶことを追求しつつ、多様な学びの場を用意するという方向性が示された。
- ・平成 27 年（2015 年）に国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択。その中で掲げられた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」  
⇒誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標。17 のゴールからなる。目標 4〔教育〕には、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とある。
- ・平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行  
⇒不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務が明記された。
- ・平成 29 年 3 月、文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」最終決定  
⇒「けんかを除く」という表現が修正され、けんかやふざけ合いもいじめ認知の対象に。学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応やアンケート調査の実施、対応マニュアル策定が必須に。「神奈川県いじめ防止基本方針」も改定
- ・平成 29 年～平成 31 年幼稚園教育要領と各学習指導要領改訂  
⇒前文が初めて記載され、共生社会の実現に直結する文言が盛り込まれている。また、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫について、全ての教科等編解説に例示が入った。また、特別支援学校学習指導要領では、学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園等・小中学校・高等学校等の教育課程との連続性を重視

- 令和元年10月、「不登校児童生徒への支援の在り方について」文部科学省通知  
⇒不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。
- 令和3年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」  
⇒学びの場の整備・連携強化、教師の専門性向上、ICT利活用による教育の質向上、関係機関の連携強化による切れ目のない支援といった取り組みにより、特別支援教育の進展を目指す。
- 令和3年1月、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」  
⇒子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。
- 令和3年4月、「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」子ども・若者育成支援推進本部策定（内閣府）  
⇒子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）に基づき、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、社会全体で取り組むべき方針・施策が示された。基本的な施策に、相談体制の充実、不登校の子どもの支援、障害等のある子どもの支援も含まれる。
- 令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行  
⇒医療的ケア児への支援が、努力義務から責務となった。

- ・ 令和4年6月、「児童福祉法改正」施行  
⇒児童虐待防止強化、子どもの権利保障の強化、障害児支援の充実が図られた。
- ・ 令和4年12月、「生徒指導提要」改定  
⇒いじめ防止の具体的・実践的対策の推進、情報モラル教育の充実やネットトラブル対策の強化、生徒の多様性尊重、家庭・地域連携強化が示された。
- ・ 令和5年3月、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」  
⇒通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒のために、合理的配慮を軸に、校内体制・計画・専門性・連携を整えて、日常の授業と学校生活の中で支援を当たり前にしていく」ことが示された。
- ・ 令和5年6月、「第4次教育振興基本計画」閣議決定  
⇒約5年間の国の教育政策の方向性を示した計画。  
子どもと学びを中心に、包摂と質の向上、教育基盤の強化、生涯学習を一体で進めるための国の中期計画が示された。
- ・ 令和6年4月、「障害者差別解消法（改正）」施行  
⇒合理的配慮義務化と差別禁止が強化され、障害者差別をなくすために教育の推進が法的に強調された。
- ・ 令和6年8月、「いじめ重大事態ガイドライン」改訂  
⇒いじめ重大事態の対応強化と被害者支援の更なる充実について示された。

### (3) 令和3年度～令和7年度 支援教育推進プラン前期行動計画の成果と課題

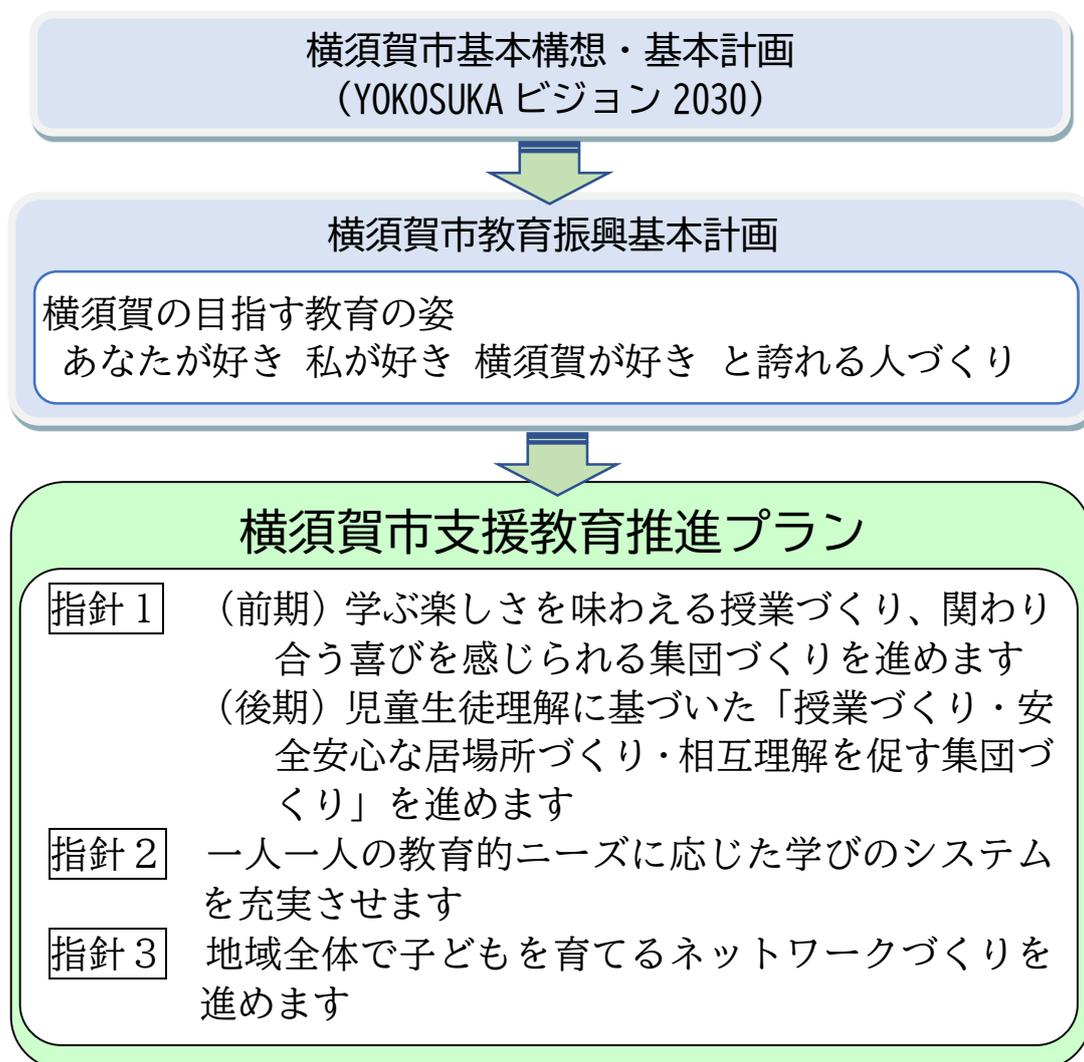
#### 【成果】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、児童生徒へ多面的な支援につながっている。
- ・日本語支援ステーションの開設により、外国につながる児童生徒が、初期集中指導やアセスメントを経て、在籍校と連携することができるようになった。
- ・さまざまな機関と学校が連携を図ることにより、暴力行為の件数が減ってきており、他都市と比べても少ない。
- ・学校管理職出身の学校経営支援員と警察出身の学校経営支援員の配置により、学校経営から児童生徒指導関係まで、学校の幅広い相談ニーズに応えることができた。

#### 【課題】

- ・学校管理職が支援教育に対する認識を深め、学校運営において、さまざまな特性を持つ児童生徒へ組織的な対応が必要である。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しているが、特別支援学級指導経験のない教員が担任をする実態がある。
- ・ことば・きこえだけでなく、多岐にわたる支援を必要とする児童生徒が増えており、通級指導教室の開設が必要である。
- ・中学校だけでなく、小学校段階での不登校児童が増加しており、その対応および未然の防止の取り組みが必要である。
- ・幼児教育における情報や教育内容が十分に義務教育に伝わっておらず、幼児期からの継続した支援の視点が足りない。
- ・通常の学級も含めた支援教育全体の質を上げるべきである。

#### (4) 支援教育推進プランの位置付け



#### (5) 計画期間

「横須賀市教育振興基本計画」と合わせ、令和4年度から8年間で、前期（令和4年度～令和7年度）と後期（令和8年度～令和11年度）の2期に分けて実施します。

後期は、現状と課題や前期4年の取り組みを踏まえて、後期4年の実施計画期間の目標を定め、その実現に向けた施策や事業を進めます。

#### (6) 対象範囲

原則として教育委員会の所管する施策や事業に限定します。「横須賀市教育振興基本計画」は教育に特化した分野別計画であり、教育委員会が執行機関として計画を決定するためです。

## 2 支援教育推進プラン取り組みの指針について

**指針1** 児童生徒理解に基づいた「授業づくり・安全安心な居場所づくり・相互理解を促す集団づくり」を進めます



前期行動計画では「魅力ある学校づくり」をテーマに、多様な子どもが安心して学べる環境づくりに取り組みました。

後期行動計画においては、合理的配慮のさらなる推進と基礎的環境整備を進め、全ての子どもがともに学び育つことができる包括的な体制を構築し、児童生徒理解に基づいた「授業づくり・安全安心な居場所づくり・相互理解を促す集団づくり」を目指します。

一人一人の「その子らしさ」を理解するために、プロフィールシートを活用し、行動観察や、教職員の見立てを含み、子どもの状況に応じた適切な支援計画の基礎資料とします。学校長のリーダーシップのもと、支援教育コーディネーターを中心とした組織体制を整備し、定期的な校内支援会議で共有し、計画の検証と見直しを行います。これにより、学校が子どもにとって安全安心で魅力あふれる居場所となることを目指します。

さらに、保護者だけでなく、多様な関係機関と連携を強め、子どもを中心とした支援の輪を広げていきます。

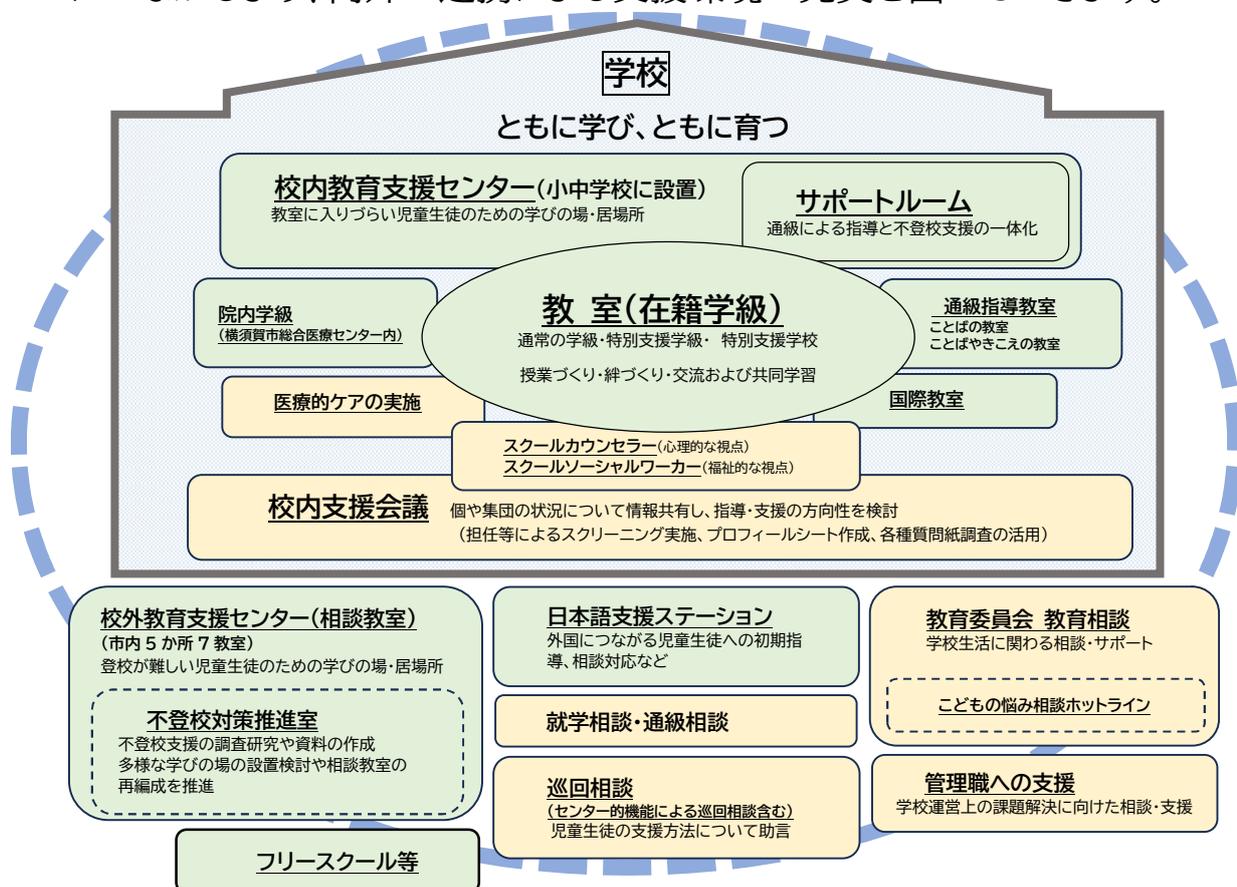
これにより、子どもの健やかな成長と、自立・社会参加の支援を一層充実させていきます。

## 指針2 一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます

一人一人に応じた適切な指導や必要な支援の場が、学校の内外に必要です。

多様な学びの形を受け止め、一人一人の可能性を最大限に引き出すことができるよう、学校には、通常の学級をはじめ、特別支援学級や校内教育支援センターがあります。また、通級指導教室(ことばやきこえの教室)、国際教室を設置し、必要な支援を行います。学校外に設置された日本語支援ステーションや校外教育支援センター(相談教室)と連携し、多様な支援につなげます。また、教育委員会内の教育相談は、子どもの成長を支えていけるような支援方法を一緒に考えます。

そして、不登校に係る課題について、より効果的な支援を推進するために、不登校対策推進室を設置します。子どもの社会における自立を見据え、学齢期において多様な学びの場を準備し、その場が子どもの成長につながるよう、内外の連携による支援環境の充実を図っていきます。

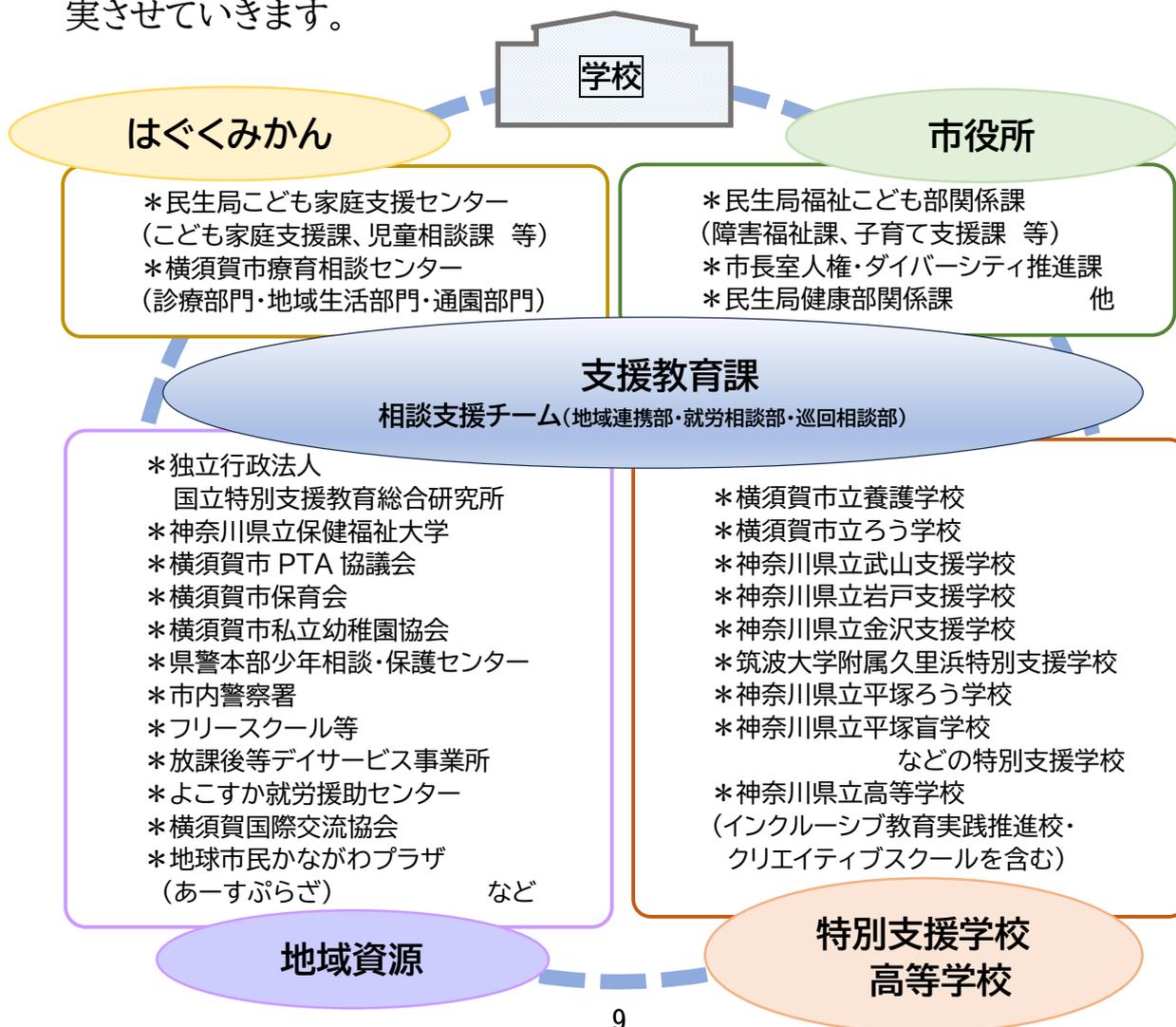


### 指針3 地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます

子どもの成長には、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関との連携が不可欠です。就学前から高校卒業までの切れ目のない一貫した支援が重要であり、社会の変化に対応しながら自分らしい生き方とキャリア形成につなげていきます。

横須賀市相談支援チームの取り組みを実施し、学校・家庭・地域・関係機関の連携をさらに充実させるとともに、多様な視点と専門性を取り入れ、効果的な支援を推進します。

不登校の児童生徒や支援を必要とする児童生徒に対しては、それぞれのニーズに応じた支援を提供します。そして、さまざまな困り感を抱える保護者支援についても、これまでに引き続き相談できる機会を充実させていきます。



### 3 重点分野について

支援教育推進プランの後期においては、3つの指針に対して、特に次の6つの重点分野の取り組みを充実し、指針の達成を目指します。

#### ① 不登校対応の充実

不登校の児童生徒は、多様な理由を抱えている現状があり、学習機会の喪失や社会的孤立につながるリスクがあります。これらに対応するため、不登校対応の中心的な拠点として不登校対策推進室を設置します。この推進室は、不登校対策専門員を中心として、不登校の児童生徒の段階に応じた具体的な支援について学校へ助言するほか、横須賀市の実態に応じた不登校対策についての調査・研究を行っていきます。

不登校対応の具体としては、学校以外の場での学習の機会を充実し、子どもの成長を多面的に支援します。また、不登校対策推進室が中心となり、切れ目のない支援を推進します。

さらに、不登校の状況にある子どもだけでなく、その家庭にも心理的な支援を包括的に行い、家庭環境の安定を図ることができるようにします。加えて、プロフィールシートを活用して、不登校の原因や状態に応じた支援計画の作成と、校内支援会議を中心として組織的かつ定期的な進捗の評価・見直しを行っていきます。

## ② 支援教育の改革

よりインクルーシブな教育環境づくりを目指し、支援教育の包括的な改革を進めていきます。

まず、合理的配慮・基礎的環境整備を推進するため、推進校を設置します。この推進校では、全ての児童生徒が学習できる環境の具体的な構築方法を実践・検証し、効果的な支援策や環境整備のノウハウを市内に広げる役割を担います。

また、全ての教員が支援教育に関する専門性を高め、理解を深めるために、現場での経験を積む機会を継続的に提供します。具体的には、全教員がさまざまな機会を通して特別支援学級を経験することを推進するなど、児童生徒の多様なニーズに対応できる実践的スキルの習得を促進します。これにより、教員全体の教育の質が向上していくことができるようにします。

特別支援学級においては、自立活動の教育内容を充実します。具体的には、生活面・社会性・コミュニケーション能力など、児童生徒が社会で自立し活躍するために必要な力を育むカリキュラムの体系化と充実を図ります。また、個々の発達段階や特性に応じた柔軟な指導方法を導入し、一人一人の成長を支援します。

さらに、教員の資質向上に向けて、支援教育に関する継続的な研修プログラムを整備していきます。加えて、教育活動における介助員等を充実することで、教員と連携した効果的な支援体制を確立します。

また、「トライアングル」プロジェクトを推進し、保護者や医療・福祉機関をはじめとした関連機関との連携体制を強化し、学校、家庭、地域が一体となった包括的な支援ネットワークの構築を目指します。この連携により、児童生徒一人一人の状況に応じた一貫した支援を提供し、その成長と生活の質の向上を図ります。

### ③ 通級指導と不登校支援との一体的充実等による支援の更なる充実

通級による指導等が必要な障害のある児童生徒への支援と不登校児童生徒への支援は、これまで別々の取り組みとして位置付けられることが多かったところですが、実際には複数の問題が重なり合っている児童生徒が多数存在するため、厳密に両者を分けて考えることは困難です。そこで、通級による指導と校内教育支援センターを統合し、「サポートルーム」として一体化した組織を設けることにより、通級指導と不登校支援の一体的な充実を図ります。

このサポートルームでは、通級による指導において専門的な学習支援や発達支援を行うと同時に、校内教育支援センターとして不登校児童生徒への心理的支援を行います。具体的には、対象児童生徒に対して定期的に校内支援会議を開催し、児童生徒の状況や支援ニーズを多角的に検討します。その上で、サポートルーム担当教員はもとより、学校の教職員全体で連携・協力して組織的にサポートルームの運営を行います。それによって、多岐にわたる支援を要する児童生徒に対して、教育的支援と心理・生活面の支援が一体となった総合的な支援体制を構築します。

また、福祉機関や医療機関等と必要に応じて連携し、多方面からの支援を受けられるようにすることで、児童生徒およびその家庭を支える幅広いネットワークを形成します。

このようにサポートルームの設置と連携体制の強化によって、障害のある児童生徒への支援と不登校児童生徒への支援の境界を超えた包括的支援が可能となり、児童生徒一人一人の多様なニーズに応じることを目指していきます。

#### ④ いじめ対応の改善充実

(機能強化、学校現場の対応の更なる迅速化・適正化、学校の組織的対応の標準化および更なる充実)

いじめは、子どもの心身の健康に深刻な影響を及ぼすため、即応性と公正性が要求されます。このため、第三者調査委員会においては、多角的・専門的かつ迅速に調査を行える体制を強化します。調査結果に基づく改善策の指導や公表も適切に行います。

学校では、いじめを見逃さず迅速に対応するためのマニュアル整備や教職員の研修を充実します。また、学校長や児童生徒指導担当のリーダーシップを明確化し、組織として問題解決に取り組む体制を強めます。学校としての対応を標準化することで、地域や学校間のばらつきを減らし、質の高い対応を市内の全校で行うことができるようにします。

さらに、いじめ防止教育の推進と、児童生徒が安心して相談できる環境づくりにも取り組みます。

#### ⑤ 外国につながるのある児童生徒および家庭への支援

外国につながるのある児童生徒は、言語の問題や文化の違いにより学習や学校生活への適応が難しい場合があります。そのため、日本語支援ステーションを中心として、言語支援(日本語指導の充実)、生活相談を提供できる体制をこれからも整備します。

また、保護者に対する日本の教育制度や生活情報の提供、多文化理解を深める講座の開催など、家庭と学校が連携して支援できる仕組みを作ります。教職員の多文化理解や異文化コミュニケーション能力の向上も促進し、子どもが安心して学べる教育環境づくりを推進します。

さらに、地域コミュニティや外国につながるのある支援団体との連携も深め、多様性を尊重し包摂的な環境の実現を目指します。

## ⑥ 家庭に関する問題を含めたあらゆる児童生徒および家庭等への支援の更なる向上

児童生徒の学習や生活に影響を及ぼす家庭に関する問題は、多面的な支援が必要です。学校と福祉機関や医療機関等が連携し、子どもと家庭の状況を包括的に把握し支援策を講じます。

経済的支援の案内や申請支援、居場所づくりの促進などが具体的施策に挙げられます。

また、学校長や教職員による児童生徒の生活状況の把握と、早期発見・対応の体制強化も重要です。地域資源の活用等を促進し、多様な課題に総合的に対応可能な地域社会づくりを推進します。

## 4 支援教育推進プランの実現に向けた行動計画

指針に基づいた後期4年間の行動計画を、次に示します。

※太枠は、新規または拡充

※重点分野との関連性をそれぞれの行動計画に示しています。

### 指針1 児童生徒理解に基づいた「授業づくり・安全安心な居場所づくり・相互理解を促す集団づくり」を進めます

1-1	適切な支援につながる校内支援体制の構築				
	【重点分野①②④】				
ねらい	<p>プロフィールシートの活用等を通じて、児童生徒の教育的ニーズを多面的、多角的に把握し、組織的に支援する体制構築に努めます。</p> <p>また、児童生徒の支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるために、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を行う教員や、児童生徒指導を担当する教員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	プロフィールシートの改訂および活用方法の検証	検証 検討	改訂	実施	⇒
	プロフィールシートの共有のためのデジタル化の検討	検討	改訂に合わせ 導入	実施	⇒
	1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入・活用	試行	システム更改 に合わせ 実施	⇒	⇒
	支援教育コーディネーター研修講座	実施	⇒	⇒	⇒
	生徒指導担当者研修講座 児童指導担当者研修講座	実施	⇒	⇒	⇒

<b>1-2</b>	<b>多様な教育的ニーズに対応するための校内相談体制の構築</b>				
	<b>【重点分野①】</b>				
ねらい	児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応するため、学校はさまざまな専門職の意見を積極的に取り入れ、校内の相談体制を構築します。これにより、教職員が連携して児童生徒の状況を多角的に把握し、適切な支援が迅速に行える環境を整えます。児童生徒一人一人が安心して学び成長できるよう、包括的な支援体制の充実に努めます。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	スクールカウンセラーの配置	配置	⇒	⇒	⇒
	スクールソーシャルワーカーの配置	配置	⇒	⇒	⇒
	学校スーパーバイザーの配置	配置	⇒	⇒	⇒
	登校支援相談員（小中）の配置	配置	⇒	⇒	⇒

<b>1-3</b>	<b>合理的配慮・基礎的環境整備の推進</b>				
	<b>【重点分野②】</b>				
ねらい	インクルーシブな教育環境の構築、および支援教育の多層型支援システムの構築に向け、合理的配慮および基礎的環境整備に関する適切な教育観等の形成を図り、教職員一人一人が児童生徒の実態に応じた合理的配慮と基礎的環境整備を進められるようにします。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	教育課程推進校を中心とした支援教育における研究・推進	実施	⇒	⇒	⇒
	インクルーシブ教育に係る研修	実施	⇒	⇒	⇒

<b>1-4</b>	<b>校内支援体制を充実させるための人的配置</b> <b>【重点分野②】</b>				
ねらい	支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置し、教育活動の一層の充実を図ります。				
行動 計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	特別支援教育推進のための非常勤職員の配置 <small>(県費)</small>	配置	⇒	⇒	⇒
	特別支援学級介助員の配置	配置	⇒	⇒	⇒
	泊を伴う学校行事の介助員の配置	配置	⇒	⇒	⇒
	教育支援臨時介助員の配置	配置	⇒	⇒	⇒

<b>1-5</b>	<b>一人一人の児童生徒を理解し、適切に対応するための調査等の実施</b> <b>【重点分野①④】</b>				
ねらい	一人一人の児童生徒の状況や環境を適切に把握し、その実態に応じた適切な対応を行うために、学校では児童生徒の状況を把握したうえで、さまざまな調査を実施するとともに、教職員による調査などを行います。さらに、必要に応じて専門職による詳細な状況確認を行い、多角的な視点から児童生徒を支援する体制を整えます。				
行動 計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	児童生徒問題行動・不登校等の状況調査	実施 分析	⇒	⇒	⇒
	長欠調査の実施	実施	⇒	⇒	⇒
	サポートドックの推進 (スクリーニング)	活用	⇒	⇒	⇒
	児童生徒を取り巻く環境 チェックの実施	実施	⇒	⇒	⇒

1-6	<b>児童生徒や保護者を支える相談体制の充実</b>				
	<b>【重点分野①】</b>				
ねらい	児童生徒や保護者が安心して相談できる環境を整えるために、複数の相談窓口を設置し、不安や悩みをうちあけられる場を提供します。新たに生成AIを活用した相談窓口を開設し、より身近で利用しやすい支援体制を構築します。さらに、心理士をはじめとする専門職の知見を活かし、学校と連携しながら児童生徒一人一人のニーズに応じた支援方法を検討・実施し、充実した支援につなげます。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	教育相談心理士による教育相談	実施	⇒	⇒	⇒
	こどもの悩み相談ホットライン	見直し 実施	⇒	⇒	⇒
	メール相談	実施	⇒	⇒	⇒
	心の健康観察	試行 検証	実施	⇒	⇒
	傾聴AIによる相談	試行 検証	実施	⇒	⇒

1-7	<b>児童生徒の生活基盤となる家庭への支援</b>				
	<b>【重点分野⑥】</b>				
ねらい	小中学校・高等学校の就学における機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者または生徒に対し、学用品費、修学旅行費などに対する就学援助費または奨学支援金を支給します。また、交通事故により生計維持者が失われた世帯の小学生から高校生までの児童生徒の保護者に対し、交通遺児奨学金を支給します。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	就学援助費の支給	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援教育奨励費の支給	実施	⇒	⇒	⇒
	修学支援金および入学支援金の支給	実施	⇒	⇒	⇒
	交通遺児奨学金の支給	実施	⇒	⇒	⇒

## 指針2 一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます

2-1	特別支援学級の環境整備				
	<b>【重点分野②】</b>				
ねらい	特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の決定に向け、所属園や学校、関係機関等と連携し、円滑な就学につなげるため、丁寧で柔軟な就学相談を行います。また、年々増加している特別支援学級において、個々の特性等に応じた教育活動の一層の充実を図るため、研修会や担当者会、作品展などを通して教職員の専門性の向上を図るとともに、個別の指導計画作成等における支援ツールの活用を推進します。				
	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
行動 計画	円滑な就学につなげるための就学相談	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援学級新担任者研修の充実	実施	⇒	⇒	⇒
	特別支援学級担当者会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
	ふれあい作品展の開催	実施	⇒	⇒	⇒
	個別の指導計画作成等における支援ツールの活用	実施	⇒	⇒	⇒

2-2	<b>横須賀の状況に応じた不登校対策の研究および学校に向けた不登校対策に係る支援</b>				
	<b>【重点分野①】</b>				
ねらい	<p>横須賀市の実情に即した不登校対策の研究と他地域の先進的な取り組みを踏まえ、効果的な支援体制の実現を目指します。</p> <p>多様な視点から段階的かつ多層的な支援の基盤を整えることで、児童生徒の安心と成長を支える体制の構築を図ります。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	不登校対策推進室の設置 不登校対策専門員の配置	設置 配置	⇒	⇒	⇒
	先進的な取り組みの調査 研究	調査 研究	⇒	活用	⇒
	市内学校における不登校 に係る指導・助言	実施	⇒	⇒	⇒
	不登校の段階別の支援資料 の作成	作成・検討	活用 随時検討	⇒	⇒
	校外教育支援センターの 再編成	検討	⇒	実施	⇒

2-3	<b>通級指導と校内教育支援センターを一体化したサポートルームの設置</b>				
	<b>【重点分野①③】</b>				
ねらい	<p>通級指導と校内教育支援センターの機能を一体化したサポートルームを新たに設置し、一人一人のニーズに応じた多層的な支援を提供し、児童生徒が安心して学び成長できる環境づくりを推進します。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	サポートルーム担当教員の 配置（県費）	配置 (試行)	配置拡充 検討	⇒	⇒
	通級指導充実のための指 導プログラムの作成	検討 作成	活用	⇒	⇒
	サポートルーム未設置校 への登校支援相談員（小 中）の配置	配置	⇒	⇒	⇒
	サポートルーム運営のため のガイドラインの作成	作成 検討	活用	⇒	⇒

2-4	横須賀市の児童生徒の状況に即した校外教育支援センターの運営 【重点分野①】				
ねらい	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩みだせるよう支援するため、多層的かつ個々の状況に応じた支援を行う「校外教育支援センター」を運営します。センターにおける小集団での活動を通じて、児童生徒が自己肯定感を高め、他者との信頼関係を築きながら社会参加への意欲を育むことを目指します。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	校外教育支援センターの運営	実施	⇒	⇒	⇒
	校外教育支援センターの担任・支援員の配置	配置	⇒	⇒	⇒
	校外教育支援センター主催の相談会の実施	実施	⇒	⇒	⇒
	校外教育支援センターのカウンセラーの配置	配置	⇒	⇒	⇒

2-5	外国につながるの児童生徒への支援の充実 【重点分野⑤】				
ねらい	日本語支援ステーションにステーションマネージャー、国際教育コーディネーターを配置し、外国につながるの児童生徒が在籍校へ就学する前に、初期集中指導、ガイダンスを効果的・効率的に実施します。また、日本語指導員、母語支援員の学校派遣、国際教室担当教員向け研修の実施、教育相談等を通して、外国につながるの児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、校内支援体制づくりを推進します。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	ステーションマネージャーの配置	配置	⇒	⇒	⇒
	国際教育コーディネーターの配置	配置	⇒	⇒	⇒
	日本語支援ステーションでの初期集中指導の実施	実施	⇒	⇒	⇒
	就学前・就学时・進路ガイダンス・プレスクール	実施	⇒	⇒	⇒
	外国につながるの児童生徒への教育相談・フォローアップ	実施	⇒	⇒	⇒
	日本語指導員・母語支援員の派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	国際教室担当者に向けた研修	実施	⇒	⇒	⇒

2-6	<b>医療的ケアの必要な児童生徒や病虚弱教室(院内学級)に通う児童への支援の充実</b> <p style="text-align: right;"><b>【重点分野②】</b></p>				
ねらい	<p>医療的ケア児およびその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、市内の学校への学校看護師の派遣や訪問看護ステーションとの連携・業務委託等により体制整備を進めます。また、市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣や医療的ケア児の登下校支援等を行うとともに、関係諸機関と連携し、切れ目ない支援体制の構築に努めます。さらに、病虚弱教室（院内学級）に通う児童については、その運営を通して、学びの継続と心身のケアを図ります。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	市立養護学校在籍の医療的ケア児の登下校支援	実施	⇒	⇒	⇒
	市立学校への学校看護師の派遣	派遣	⇒	⇒	⇒
	訪問看護ステーションとの連携	実施	⇒	⇒	⇒
	病虚弱教室（院内学級）の運営	実施	⇒	⇒	⇒

### 指針3 地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます

3-1	市長部局および市内関係機関との連携				
	<b>【重点分野①②③】</b>				
ねらい	多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、学習面および生活面で配慮を要する児童生徒への指導や支援についての理解を深め、関係諸機関と連携し、多様な児童生徒の学校教育活動への参加を促進します。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	横須賀市支援教育推進委員会の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	横須賀市いじめ等課題解決専門委員会の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	就学相談等における療育相談センターとの連携	実施	⇒	⇒	⇒
	支援教育充実のための国立特別支援教育総合研究所との連携	実施	⇒	⇒	⇒
	福祉こども部や保健所との児童生徒の相談等に係る連携	実施	⇒	⇒	⇒
	「トライアングル」プロジェクトの推進	実施	⇒	⇒	⇒

3-2	<b>相談支援チームによる支援の充実</b>				
	<b>【重点分野②③】</b>				
ねらい	<p>共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒、配慮を必要とする児童生徒の自立や社会参加のために、教育・福祉・保健・医療・労働等の関係機関が一体となり、切れ目のない相談・支援体制のさらなる整備を進めます。そして、相談支援チーム（地域連携部、就労相談部、巡回相談部）と協働し、ともに学び、ともに育つことができる体制づくりを推進します。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	相談支援チーム連絡会の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	地域連携部による就学前からの継続した支援体制の構築	実施	⇒	⇒	⇒
	就労相談部による就労支援のための合同学習会の開催	実施	⇒	⇒	⇒
	巡回相談部による巡回相談の実施	実施	⇒	⇒	⇒

3-3	<b>関係機関と連携した学校支援の充実</b>				
	<b>【重点分野④】</b>				
ねらい	<p>学校と多様な関係機関が連携することで、専門的な支援と助言を学校現場に的確に届け、児童生徒とその保護者が安心して学校生活を送れる環境整備を目指します。多角的な相談・支援体制を強化し、地域とともに学校運営の質を向上することで、児童生徒の健やかな成長を支える教育支援を目指します。</p>				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	学校経営支援員による学校運営や児童生徒・保護者対応への助言	実施	⇒	⇒	⇒
	学校スーパーバイザーおよび指導主事による巡回相談	実施	⇒	⇒	⇒
	スクールソーシャルワーカーによる支援	実施	⇒	⇒	⇒
	警察、少年相談・保護センター、児童相談所等、相談関係機関との連携	実施	⇒	⇒	⇒
	委託弁護士による学校法律相談の実施	実施	⇒	⇒	⇒

3-4	不登校等に係る地域連携 <span style="float: right;">【重点分野①】</span>				
ねらい	不登校児童生徒やその保護者を支援するため、学校やフリースクール等地域の関係機関、民間企業が連携し、多様な支援の場を創出するとともに、情報共有や意見交換を通じた課題解決を図ります。子どもが安心して自分の居場所を見つけられるよう、多角的な支援体制を推進し、地域全体でともに考え支え合う社会の実現を目指します。				
行動計画	具体的な取り組み	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
	学校・フリースクール等連携協議会の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	不登校をともに考える会～ハートフルフォーラム～の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	不登校相談会・進路情報説明会の開催	開催	⇒	⇒	⇒
	不登校を考える保護者の集いの実施	開催	⇒	⇒	⇒
	民間企業との連携によるメタバース空間の設置・推進	検討	試行	⇒	⇒

## 5 教育振興基本計画との関連

支援教育推進プランの取り組みと教育振興基本計画の事業および目標指標との関連を、次に示します。

本プラン上での取り組み		教育振興基本計画との関連事業	
指針1	1-1	適切な支援につながる校内支援体制の構築	事業 50：校内支援体制充実のための研修の実施 事業 64：心の健康観察ツールの導入 事業 67：適切な支援につながる校内支援体制の構築
	1-2	多様な教育的ニーズに対応するための校内相談体制の構築	事業 41：スクールカウンセラーの配置 事業 42：スクールソーシャルワーカーの配置 事業 43：登校支援相談員の配置 事業 44：学校スーパーバイザーの配置
	1-3	合理的配慮・基礎的環境整備の推進	事業 48：一人一人の児童生徒の状況に応じた適切な支援の充実 事業 50：校内支援体制充実のための研修の実施
	1-4	校内支援体制を充実させるための人的配置	事業 49：学習面・生活面における各種介助員の配置
	1-5	一人一人の児童生徒を理解し、適切に対応するための調査等の実施	事業 67：適切な支援につながる校内支援体制の構築
	1-6	児童生徒や保護者を支える相談体制の充実	事業 45：教育相談による支援 事業 64：心の健康観察ツールの導入
	1-7	児童生徒の生活基盤となる家庭への支援	事業 126：就学の援助 事業 127：奨学支援金の支給
指針2	2-1	特別支援学級の環境整備	事業 48：一人一人の児童生徒の状況に応じた適切な支援の充実
	2-2	横須賀の状況に応じた不登校対策の研究および学校に向けた不登校対策に係る支援	事業 55：不登校対策推進室の設置
	2-3	通級指導と校内教育支援センターを一体化したサポートルームの設置	事業 53：サポートルームの設置

	2-4	横須賀市の児童生徒の状況に即した校外教育支援センターの運営	事業 54：校外教育支援センター（相談教室）による支援
	2-5	外国につながるのある児童生徒への支援の充実	事業 68：日本語支援ステーションの運営 事業 69：国際教育コーディネーター・ステーションマネージャーの配置 事業 70：日本語指導員・母語支援員の配置
	2-6	医療的ケアの必要な児童生徒や病虚弱教室（院内学級）に通う児童への支援の充実	事業 51：医療的ケアの充実 事業 52：横須賀市立総合医療センター院内学級の運営
指針3	3-1	市長部局および市内関係機関との連携	
	3-2	相談支援チームによる支援の充実	
	3-3	関係機関と連携した学校支援の充実	事業 42：スクールソーシャルワーカーの配置 事業 44：学校スーパーバイザーの配置
	3-4	不登校等に係る地域連携	事業 61：学校・フリースクール等連携協議会の開催 事業 62：不登校に関する相談会等の開催

## 教育振興基本計画における目標指標

### 柱3 豊かな心の育成 目標指標

指標	基準値	目標値 (令和11年度)
小中学校におけるいじめの解消率 ※1 *児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省) *児童・生徒の問題行動等調査(公立小・中学校版)(神奈川県)	98.5% (令和6年度)	100%

※1 市立小中学校で認知したいじめが解消された割合(いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日文部科学省)により「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安に継続している」という定義が示されたため、例年8月に実施される神奈川県調査の数値を実績とします。)

### 柱4 「誰も一人にさせない」学校づくり 目標指標

指標	基準値	目標値 (令和11年度)
学校での「心の居場所」に関わる質問に対しての肯定的な回答のスコア ※1 *横須賀市児童生徒学習状況等質問調査	横須賀市/全国値 ①小5 3.2/3.2 中2 3.3/3.2 ②小5 3.5/3.5 中2 3.5/3.5 ③小5 2.7/2.8 中2 2.6/2.7 ④小5 3.3/3.3 中2 3.1/3.0 (令和7年度)	①~④ 全ての項目で全国値を上回る。

※1 横須賀市学力学習状況調査質問紙「i-チェック」における

- ①「つらいことや、困ったことがあったとき、なんでも本音で相談できる友だちがいますか。」
- ②「あなたの気持ちを分かってくれる友だちがいますか。」
- ③「本当につらいことがあったとき、それを学校の先生に相談できますか。」
- ④「あなたの気持ちを分かろうとしてくれる先生がいますか。」

のそれぞれの回答に係る小学5年生、中学2年生時点での「iスコア」の横須賀市平均値を実績とします。

\*横須賀市学力学習状況調査質問紙「i-チェック」における「iスコア」(4択の質問を対象に、各選択肢に次の配点で得点を与え、カテゴリーごとに算出した平均値(min1.0 ~ max4.0) 強い肯定に「配点：4」、弱い肯定に「配点：3」、弱い否定に「配点：2」、強い否定に「配点：1」)

## ■資料 用語解説

## あ行

用語	解説	掲載頁
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術。	3
委託弁護士	教育委員会が法律相談業務を委託した弁護士のこと。市立学校長等から学校に関わる法律問題やその対応について相談を受け、必要な指導助言を行う。	24
医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医行為。	22
医療的ケア児	心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄など日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療機器やケアを受けることが不可欠である主に 18 歳未満の子ども。	3, 22
インクルーシブ教育	障害の有無や個々の特性、文化的背景の違いにかかわらず、全ての子どもがともに学び、支え合い、高め合う教育環境を構築することを目指す理念。 さらに、本プラン 1 ページ「基本的な考え方」に示されている通り、横須賀市では、一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な学びを実現し、誰もが安心して学ぶことができるようにすることを大切にしていく。	2, 11, 16
インクルーシブ教育実践推進校	知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、全ての生徒がともに学び相互に理解を深める教育に取り組む神奈川県立高等学校。令和 7 年度時点で 18 校。	9

## か行

用語	解説	掲載頁
介助員	児童生徒の状況により、教育活動を安全かつ円滑に実施するために配置する支援員のこと。主に、児童生徒の日常生活上の必要な支援、校内外の移動や活動の介助、危険防止のための安全確保等を学校長の指揮監督のもと行う。本市では、「特別支援学級介助員」、「教育支援臨時介助員」、「泊を伴う学校行事の介助員」を配置している。	11, 17
学校経営支援員	学校長の要請に応じて学校を訪問し、必要に応じて、警察等との連携についての支援、学校と保護者等の面談に対する助言、緊急支援の必要な学校への短期集中の支援や巡回相談を行い、学校運営を支援する職員のこと。	5, 24

学校スーパーバイザー	臨床心理に関する専門的な知識を持ち、小中学校の登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や指導を行う職員のこと。学校に対して、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が発生した際の緊急支援を行う。	16, 24
基礎的環境整備	法令に基づき、または財政措置により、国・県・市がそれぞれの管轄内で合理的配慮の基礎となる教育環境の整備を行い、これらを基に市及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。	7, 11, 16
教育相談心理士	臨床心理の知識および経験を備え、面接や電話による市民や保護者からの相談を担当する職員（臨床心理士）のこと。学校生活に関わる悩みに対して、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行い、児童生徒が本来の力を発揮し、児童生徒の成長を支えていけるような支援方法を保護者とともに検討する。	18
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。	1, 2, 24
クリエイティブスクール	一人一人が持っている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高める取り組みを行う高等学校（全日制普通科）。令和7年度時点で5校。	9
傾聴AI	子どもや利用者の悩みや感情をチャット形式で受け止める生成AI技術を用いた心理支援システムのこと。24時間対応可能で匿名性も確保され、心理的負担の軽減や、必要があればしかるべきサポートに繋がる相談窓口の1つとして役立つ相談支援ツール。	18
校外教育支援センター（相談教室）	不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩みだせるよう支援するために、学校とは別に設置している教育支援センターのこと。個々の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていくことを目指す。	8, 20, 21
校内教育支援センター	登校はできるものの、教室に入りづらい時や、気持ちを落ち着けてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のこと。相談や学習のサポートなど、児童生徒のペースに合わせた活動ができる場として設置している。	8, 12, 20

校内支援会議	学校内で支援が必要な児童生徒に関する情報を関係教職員が共有し、多面的・多角的に児童生徒理解を深め、一人一人に合った具体的な指導・支援につなげることを目的とした会議のこと。	7, 8, 12
合理的配慮	障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者(市)および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであって、障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。	2, 3, 4, 7, 11, 16
交流および共同学習	特別支援学校や特別支援学級と、幼稚園・小中学校・高等学校等の通常の学級の子どもが、教育活動の一環として、授業や行事などの活動を共にすること。	7
国際教育コーディネーター	外国につながりのある児童生徒の就学時に、日本語に係るアセスメントを行う職員のこと。学校と日本語指導員に対する支援体制や支援プログラム作成のための指導助言、保護者に対する就学相談・教育相談などを行う。	21
国際教室	日本語指導が必要な外国籍児童生徒が5人以上在籍する学校に設置する場(教室)のこと。日本語指導担当教員による個別指導や児童生徒の在籍学級での支援等を行う。	8, 21
心の健康観察	1人1台端末を活用し、心の変化を早期発見するための支援システムのこと。子どもの小さな SOS などを教職員が早期に発見することで、問題が表面化する前に教職員の積極的な支援につなげ、未然防止につなげるためのツール。	15, 18
こどもの悩み相談ホットライン	小中学生、その保護者をはじめとする家族の学校生活に関する相談を匿名で受ける、本市教育委員会の教育相談における電話相談のこと。専任の電話相談員を配置している。	18
個別の指導計画の作成等支援ツール	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標や指導内容などを具体的に記載した「個別の指導計画」を作成するために、実態把握に基づく目標・指導方法・評価等を整理する様式・支援ツールのこと。計画や指導の内容の質的向上を図り、適切な支援につなげる。	19

## さ行

用語	解説	掲載頁
Sustainable Development Goals (SDGs)	2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な目標が設定されている。SDGsの達成に向けては、政府が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」(2016年12月)において地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されている。	2
サポートドック	神奈川県教育委員会が令和5年4月より実施している児童生徒の抱える困難を早期に把握し、適切な支援につなげるための取り組み。心理や福祉の専門人材をより効果的に活用し、児童生徒のアンケート等から、教職員、心理や福祉の専門職がスクリーニングを行う中で、気になる児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの面談につなげるなどの支援策が示されている。	17
サポートルーム	通級による指導において専門的な学習支援や発達支援を行うと同時に、校内教育支援センターとして不登校児童生徒への心理的支援を行う場。具体的には、対象児童生徒に対して定期的に校内支援会議を開催し、児童生徒の状況や支援ニーズを多角的に検討し、サポートルーム担当教員を中心とした学校の教職員全体で連携・協力して組織的にサポートルームの運営を行うことを目的とする。	8, 12, 20
支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役割を担う教員のこと。	7, 15
児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査	神奈川県教育委員会が実施する「児童生徒の問題行動等調査」のこと。文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が含まれる。 小中学校、高等学校に在籍する児童生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校における児童生徒指導上の取り組みのより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応につなげることを目的に実施する調査。	17
就学前ガイダンス 就学时ガイダンス	就学前や就学时に日本の学校制度の説明や日本語習得状況アセスメントを実施する。その結果に応じて、日本語初期集中指導の案内や日本語指導員、母語支援員の学校派遣を行うもの。	21
就学相談	障害のある(又は特別な支援を必要とする)幼児児童生徒について、一人一人の教育的ニーズおよび本人・保護者の意向を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の学びの場や必要な支援(合理的配慮を含む)を、関係者の協議・合意形成を通じて検討し、円滑な就学につなげるための相談のこと。	8, 19, 23

少年相談・保護センター	神奈川県警察少年育成課に設置されている少年問題に特化した相談機関。警察官や少年相談員が配置され、警察署や学校、教育委員会等の関係機関・団体と連携して、少年相談や非行・犯罪被害からの立ち直り支援等に取り組んでいる。	9, 24
初期集中指導	日本語習得状況アセスメントの結果に応じて、日本の学校に適應できるような日本語の初期指導や学校生活の体験する取組のこと。原則、1日2時間を10日間実施する。	21
自立活動	障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を目指す資質・能力を養うため、特別支援教育において個々の実態に基づき設定される指導領域のこと。指導内容は「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分27項目から構成され、個別の指導計画により組織的に展開される。	11
進路ガイダンス	外国につながるのある児童生徒及び保護者を対象に、日本(神奈川県)の高校入試制度について説明等を行う。	21
スクールカウンセラー	臨床心理の知識および経験を備えた児童生徒・保護者・教職員に対して、カウンセリングやアセスメント(情報収集・見立て)、コンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)等を行う専門職のこと。	5, 8, 16
スクールソーシャルワーカー	社会福祉に関する専門的な知識を持ち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職のこと。	5, 8, 16
ステーションマネージャー	学校等との連絡・調整および日本語支援ステーションの施設管理を行い、日本語初期集中指導や各種相談・ガイダンス等の円滑な実施をサポートする職員のこと。	21
相談支援チーム	障害のある子ども、配慮を必要とする子どもの自立や社会参加のために、切れ目のない相談・支援体制のさらなる整備と、ともに学び、ともに育つことができる体制づくりを推進することを目的に、教育・福祉・保健・医療・労働等の関係機関の専門家により構成された本市独自の組織。	9, 24
センター的機能	教育上の高い専門性を生かして地域の小中学校等に対する支援を行う特別支援学校の働き。特別支援学校の担当者が小中学校を巡回し、環境の整備や学習・生活上の配慮、教材・教具の作成と活用等について助言する機能。	8

## た行

用語	解説	掲載頁
第三者調査委員会	本市の正式名称は「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会」。条例設置された委員会である。事実関係の確認や原因の分析、再発防止策の検討などを公平・中立な立場で行うために設置する委員会(または調査体制。学校や教育委員会の内部だけで判断するのではなく、弁護士や学識経験者、心理の専門家など外部の委員が加わり、調査結果を報告書等にまとめるなどを行う。	13
多層型支援システム	多様な教育的ニーズのある子どもの学びを保障するために、学習面、社会性・行動面において、全ての子どもを対象とした1次的な取り組み、配慮を要する子どもを対象とした2次的な取り組み、集中的に支援を要する子どもを対象とした取り組みにより多層的な支援を行う仕組み。	16
通級による指導 (通級指導教室)	小中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う指導形態のこと。	5, 8, 12, 20
登校支援相談員	いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を目的として配置する職員のこと。教室に入ることが難しい児童生徒に対しては、相談室等での対応を行う。不登校の児童生徒に対しては、担任とともに家庭訪問を行うなど、校内の居場所づくりや、一人一人のニーズに応じた支援を行う。	16
特別支援教育 総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の略。特別支援教育のナショナルセンターとして設置されている。特別支援教育に関する実際的な研究を総合的に行っている。	9, 23
特別支援学級	学校教育法第81条に基づき、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置されたる学級のこと。知的障害者・肢体不自由者・病弱者および身体虚弱者・弱視者・難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者ものが対象となる。	5, 8, 11, 19
「トライアングル」プロジェクト	障害のある子どもや家庭を支えるため、教育・福祉・保健の専門機関が情報を共有し、地域全体で包括的な支援体制を構築すること。各機関が緊密に連携することで、乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージの転換点においても切れ目のない支援を提供することを目的とする。	11, 23

## な行

用語	解説	掲載頁
日本語支援ステーション	日本語や学校生活への適応に支援が必要な外国につながるのある児童生徒に対して、日本語指導や学習・生活面の支援を行う拠点のこと。就学時の初期支援(各種ガイダンス、日本語習得状況の把握、初期集中指導等)を行うとともに、学校、日本語指導員、母語支援員、関係機関等との連携を調整し、必要な支援につなぐ役割を担う。	5, 8, 13, 21
日本語指導員	外国につながるのある児童生徒に、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導、生活適応や家庭との連絡支援等を行う職員のこと。	21

## は行

用語	解説	掲載頁
病虚弱教室(院内学級)	入院・療養している子どもに学習の場を保障することを目的として、病院内に設置される学級のこと。担当の教員が病院に出向いて、子どもの体調に配慮しながら学習指導を行う。本市では横須賀市立総合医療センターに隣接の神明小学校の病弱・身体虚弱特別支援学級として設置している。	8, 22
不登校	何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因や背景によって、登校しないあるいはしたくともできない状況(病気や経済的理由によるものを除く。)にあること。	3, 5, 8, 10, 12, 20, 21, 25
不登校対策推進室	不登校対策専門員を配置し、調査研究や関係機関との連携調整、先行事例の分析などを通じて支援体制の整備・適正化に取り組む拠点のこと。	8, 10, 20
不登校対策専門員	不登校の児童生徒の段階に応じた具体的な支援について学校に対して助言を行うほか、本市の実態に応じた不登校対策についての調査研究を行う職員のこと。	10, 20
フリースクール	民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している機関のこと。	8, 25
ふれあい作品展	市内小中学校の特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒が、学習活動の中で制作した作品を展示する作品展。例年11月下旬に、横須賀市文化会館ギャラリーを会場として、5日間程度の日程で開催している。	19

プロフィールシート	正式名称は「児童生徒理解のためのプロフィールシート」。支援が必要な児童生徒に対して、指導・支援に関する情報を集約することにより、チーム支援による組織的対応を促進するとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを捉えて適切に指導・支援することや、進級・進学時の切れ目のない取り組みを目的として作成するもの。	7, 8, 10, 15,
訪問看護ステーション	病気や障害のある方が住み慣れた自宅・地域で療養生活を送れるように、訪問看護サービスを提供する地域の拠点。主治医の指示に基づき、看護師などが家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行う。	22
母語支援員	日本語の理解・表現に支援が必要な児童生徒が、学校生活に円滑に適応できるよう、母語(第一言語)で支援を行う職員のこと。授業中に学級に入り、児童生徒が理解に困った場面で、母語による通訳や説明等の支援を行う。	21

## ま行

用語	解説	掲載頁
学びのユニバーサルデザイン	Universal Design for Learning(UDL)の訳。学習のユニバーサルデザインと訳されることもある。多様な学習者に対して、情報提示、表現方法、学習への取り組み方を複数用意するなどして、学習環境の障壁を減らすこと。全ての子どもにとって分かりやすく参加しやすい授業づくりにつながる。	7
魅力ある学校づくり (魅力ある学校づくり調査研究事業)	国立教育政策研究所の委託事業の一つ。アンケートにより、教師の感覚と児童生徒の実態のズレを確認するなど、児童生徒理解を深め、分かる授業づくり・居場所づくり・絆づくりの視点から、日常の教育活動を定期的に見直す取り組み。 一人一人を大切にす個への支援を継続しつつ、集団の中で学び、子どもの社会性を育てていくという学校教育の特性から、集団づくりにも目を向けて不登校対策を行い、令和5年度から令和7年度にかけて、浦賀中学校において横須賀市フロンティア研究委託として魅力ある学校づくりに取り組んだ。	7
メタバース	コンピュータの中に構築された3次元の仮想空間のことを指し、外出が困難な児童生徒がパソコン等から自身のアバターを設定し、仮想空間上の教室に通うことができる取り組みなどがある。	25

## や行

用語	解説	掲載頁
横須賀市教育振興基本計画	横須賀市が今後の教育の方向性と重点的な取り組みを示す計画のこと。子どもの学びや育ちを支えるため、学校教育・社会教育（生涯学習）などに関する施策の方針を整理し、市の教育施策を計画的に進めるための基本となる。計画は一定期間ごとに見直す。	6

## ■資料 教育課題に対応するさまざまな職員

教育課題に対応するために、学校には専門的な役割をもつさまざまな職員が配置されています。子ども一人一人のニーズに応え、指導を充実させるため、各職員を活用します。

職員の名称	対 象					役 割 な ど	担当課
	幼	小	中	高	特		
登校支援相談員 (サポートルーム 未設置校対象)  <small>※旧 ふれあい支援相談員            (小学校)</small>		○	○			≪小学校≫ 教職員と連携し、校内教育委支援センター等で児童の個々のニーズに応じた支援を行う。また、日常的かつ情緒的な児童への関わりを通して、いじめ等や不登校を予防する。 (8月以外は月8日もしくは12日勤務)  ≪中学校≫ 登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等に対応したり、不登校生徒宅に担任と共に家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをする。 (8月以外は、月16日勤務)	支援教育課
スクール カウンセラー (SC)		○	○	○	○	児童生徒指導や教育相談等の校内体制の中で、児童生徒、保護者、教職員に対して、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント(情報収集・見立て)、コンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)等を行う。	
スクール ソーシャル ワーカー (SSW)	○	○	○	○	○	社会福祉に関する専門的な知識や技術を生かし、必要に応じて家庭、関係機関と連携を図りながら、解決への道筋を学校と一緒に考える。	
学校 スーパーバイザー		○	○	○	○	心理の専門家として、相談員・スクールカウンセラー・教職員等への研修および助言を行う。巡回相談では、子どもの見立てや支援に向けたアドバイスを行う。また、全学校の重篤事案発生時の緊急支援を行う。	
学校経営支援員		○	○	○	○	要請に応じて学校を訪問し、学校運営を支援する。緊急支援の必要な学校への短期集中の支援等も行う。	

職員の名称	対 象					役 割 な ど	担当課
	幼	小	中	高	特		
日本語指導員		○	○	○		初歩的な日本語指導が必要な児童生徒を対象に、自立した学習者として在籍学級で学習活動に参加するために必要な、日本語の力を育成するための指導を行う。	支 援 教 育 課
母語支援員		○	○			日本語が全く分からない児童生徒を対象に、生活面の適応に向けた支援や、周囲との関係を築き居場所を広げるための支援をする。(約1か月間の派遣。その後、日本語指導員に引き継ぐ。)	
ステーション マネージャー	○	○	○	○	○	日本語支援ステーションに勤務し、学校から、ガイダンス・アセスメント、翻訳・通訳の依頼を受け、指導員等との連絡・調整を行う。	
国際教育 コーディネーター	○	○	○	○	○	日本語支援ステーションで、外国につながる児童生徒の入学・編入時等のガイダンス・アセスメントや日本語初期集中指導を行う。また、外国語での学校生活に関する相談、学校での支援や機関連携についての助言を行う。	
特別支援学級 介助員		○	○			特別支援学級において、教育活動を安全かつ円滑に実施するために配置する。児童生徒の日常生活上の必要な支援、校内外の移動や活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を行う。	
教育支援臨時 介助員		○	○		○	日常の学習活動および遠足、社会見学や総合的な学習の時間などの校外活動において、配慮を必要とする児童生徒に対して、生活や学習の介助、危険防止のための安全確保などを行う。指導協力者という位置付け。	
泊を伴う 学校行事の 介助員		○	○			泊を伴う学校行事において、配慮を必要とする児童生徒に対して、さまざまな活動の介助、危険防止のための安全確保などを行う。指導協力者という位置付け。	
学習支援員		○	○			授業中や放課後の時間帯等を利用し、学習内容の定着状況に課題のある児童生徒を対象とした個別の学習指導や少人数での補習等も含めた学習指導を行う。	教 育 指 導 課
小学校 授業アドバイザー		○				小学校の経験年数の少ない教員を対象として、国語・算数を中心に、学習の定着に視点を置いた指導力の向上を図るための助言を行う。	
学校司書		○	○		○	担当校の図書館環境や図書資料の整備、図書館を活用した授業の支援などを行う。	



あなたが好き 私が好き 横須賀が好き  
と誇れる人づくり

## 横須賀市支援教育推進プラン 令和8年3月改定

令和4年度（2022年度）～ 令和11年度（2029年度）

策定年月 令和8年（2026年）3月  
策 定 横須賀市教育委員会  
（担当 教育委員会事務局学校教育課支援教育課）  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
TEL：046-822-8513 FAX:046-822-6849  
E-mail:su-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp